

登録教習機関の技能講習業務の休止の掲載について

労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する第 49 条の規定により業務を一部休止としていた下記の教習機関について、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項に基づいて、下記のとおり掲載する。

記

登録教習機関の名称      公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会    山口事務所

代表者の氏名              会長      野澤 英児

住所                          山口市小郡高砂町 3 番 2 6 号    ナガオビル 301

休止する技能講習業務の範囲

- (1) 玉掛け技能講習
- (2) ボイラー取扱技能講習
- (3) 床上操作式クレーン運転技能講習
- (4) フォークリフト運転技能講習

休止する年月日              令和 8 年 4 月 1 日

休止期間                      令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 30 日まで

令和 8 年 3 月 19 日

山 口 労 働 局 長